

解約返戻金の約款規制

東京海洋大学 金岡 京子

1. はじめに

(1) 現行の解約返戻金約款

現行保険実務においては、保険契約者が継続中の保険契約を任意に解除する際に、そのときまでに支払われた保険料に基づきその保険契約のために計算された金額のうち、その保険契約者に返還すべき金額がある場合は、その保険商品の特性上別段の合意がある場合を除き、その金額（以下、「解約返戻金」という。）を返還する旨の約定がなされていることが多い。そしてこの約定は、通常は、普通保険約款で定められており、その普通保険約款の内容は、保険業法に基づき事前規制を受けるとともに、契約締結前に開示すべき情報提供規制、及びその計算規制を通して、その適切性保障が保険監督法上強化されている。

しかしながら、保険監督法上の規制は、個別保険契約の効力を直接規律するものではなく、現行商法に私法上の効果を定める対応規定がない現行法の下では、民法 90 条、消費者契約法 9 条 1 号、もしくは同 10 条により不当条項と認められたときに、その保険約款の条項が無効となる可能性があるに過ぎない。

従来から解約返戻金約款の内容が、非常に漠然としており、普通保険約款のその他の箇所に記載された補足説明及び解約返戻金例表と照らし合わせて熟読したとしても、平均的保険契約者がこの約定の適切性を判断するのは困難であることが指摘されてきたが、現行の実体的保険監督への期待に寄せる方向性に比べ、さほど大きな問題として取り上げられてこなかったと思われる。

ところが、消費者契約法の改正により、団体訴訟による普通保険約款の内容規制が可能になり、また法制審議会保険法部会において解約返戻金に関する契約法上の規律が検討されている現在の状況を考慮するならば、個別契約に適用される

普通保険約款の内容規制のあり方を根本的に検証することが必要である。

（２）検討対象

そこで本報告においては、第一に、現在実務で使用されている解約返戻金約款及びその補足説明等の現状について、その保険種類の特性に応じた分類をしたうえで、その内容の問題点を抽出することとする。具体的には、終身保険、変額年金、医療保険、積立傷害保険の普通保険約款を取り上げていくことになる。この検討では、解約返戻金が支払われない保険商品の約款の内容も対象に含まれる。

第二に、現行法の下で、このような問題点をどの程度まで解決可能であるか検討し、現行法の内容規制に一定の限界があるとすれば、どのような解決手法が考えられ得るか提示したいと考える。この検討においては、保険業法の商品認可の審査基準に掲げられている透明性原則、普通保険約款における解約返戻金計算方法の開示規制、契約締結前の重要事項及び注意喚起情報説明義務の規律状態及びその限界を最初に考察し、次に保険業法における解約返戻金計算の適切性規制との関連で、消費者契約法 9 条 1 号の適用範囲を検討する。さらには、保険業法上の透明性原則規制を受けて認可された約款が、消費者契約法 10 条により、更に規制を受ける可能性があるか否かを検討する。

第三に、比較法的分析を行うために、ドイツにおける解約返戻金約款の内容規制を検討する。具体的には、透明性原則による内容規制及び対応する約款の改訂状況、保険契約法及び保険監督法による規律状態を概観したうえで、継続中の保険約款の内容を変更するための手続確保についても考察する。この考察においては、保険契約法の規定を再現した普通保険約款の内容が、不透明であると判断された根拠について、特に重点的に論じることになる。またドイツでは、現行保険契約法 172 条 2 項に基づき、無効とされた既契約約款の内容が、保険監督法上適切と認められた監査人の承認を得て変更されているが、その変更内容が再び連邦通常裁判所により無効とされ、新保険契約法草案の内容を基準とする裁判官の補

充的契約解釈を通して変更されている。この問題は、今後日本で既契約約款を改正する必要性が生じたときに検討しなければならない課題を示している。

最後に、今後の課題として、どのような法規制を通して、解約返戻金約款の内容の実質的な適正化を図るべきか考察することとする。

2. 解約返戻金約款及びその補足説明の現状

(1) 積立金のある長期保険契約の約款

① 終身保険

A 生命保険相互会社（以下「A社」という）の普通保険約款¹によれば、「保険契約者は、保険金および年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。」と定め、保険契約における保険契約者による任意解除権を認めている。解約返戻金に関しては、「1. 解約返還金は、会社の定めた方法により計算します。2. 解約返還金額は、別表5によって例示します。(3. 4. 略)」と定め、具体的な金額及びその計算方法については、別表、しおり等の補足説明、及び契約締結時の説明資料により開示している。別表には、金額例表であり、正確な数値が必要な場合は、保険者の職員または最寄の店舗に照会できることを明記した上で、20歳から10歳間隔で、男女別に保険料払込年数1年から7年までの間の金額例が示されている。さらに「ご契約のしおり」の補足説明においては、「解約と解約返還金」というタイトルで2頁使用し、解約すると多くの場合、解約返還金は、払込保険料総額より少ない金額になること、特に契約後短期間で解約すると解約返還金はまったくないか、あってもごくわずかであること、並びに保険料は預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金の支払に、他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられ、それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が払い戻されること等が、契約例を示す図とともに説明されている。

¹ 第一生命保険相互会社、5年ごと利差配当付更新型終身移行保険「ご契約のしおり 定款・約款」27条、28条参照。

他方、解約返戻金のない特約を提供している B 生命保険相互会社（以下「B 社」という）の普通保険約款²においては、保険契約者が将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求できることを定める中途解除権の内容については、上記 A 社と同様の内容となっているが、特約については、解約返戻金のある特約の場合に、解約払戻金請求権があることを明記している。また B 社の約款では、主契約、特約名を明らかにしたうえで、解約払戻金の計算方法が示されている点で、A 社の約款とは異なっているが、計算方法としては、保険料を払い込んだ年月数により計算すること、及び特約の保険期間が保険料払込期間と同一の場合は解約払戻金がないことが示されているに過ぎない。B 社の約款には、別表を参照指示する規定はない。B 社の「ご契約のしおり」の補足説明は、上記 A 社の説明及び図と同様の記載がみられるが、保険料を生命保険の運営に必要な経費にあてるという説明において、括弧書きで、経費（販売、証券作成、維持管理等の経費）が例示されている。契約締結時に説明書面として申込者に交付される注意喚起情報においても、「ご契約のしおり」に掲載されている補足説明の要約が示されている。

② 変額年金

A 社の変額年金保険約款³によれば、保険契約者の中途解約権を定める条項の内容は、終身保険の場合と同様であるが、解約返還金については、変額年金の特性に応じて、別表を参照指示しつつ、その計算基準日と計算方法を明記している。具体的には、解約返還金は、計算基準日としての解約日（指定書類到達日末）の積立金額から、解約日の基本保険金額に契約日から解約日までの年数に応じた別表に定める率を乗じて得た金額を差し引いた金額とし、別表によって例示したものであることが示されている。その他、契約日から起算して 10 日以内に解約があったときの例外計算方法、計算基準日、特別勘定資産の売買に伴う変則事項を例外的に定めているが、原則は上記の計算原則によるものと思われる。別表には、

² 日本生命保険相互会社、有配当終身保険（H11）普通保険約款 32 条、33 条参照。

³ 第一生命保険相互会社、引出機能付災害 2 割加算型変額年金保険（H16）普通保険約款 25 条、26 条参照。

経過年数 1 年から 7 年までが毎年、以後 10 年目から 5 年ごとに、5 種類の特別勘定の運用実績に応じた解約返還金額が例示されている。もっともこの例表の下に示されている小さな文字の注意書きには、特別勘定の運用実績として示された例示金額は、特別勘定の運用にかかわる費用と契約の締結・維持などに必要な費用（保険契約関係費）を控除した後の数値であること、及び契約日から 10 年経過後の年単位の契約応答日前においては、経過年数に応じて「基本保険金額×解約控除率」の解約控除を積立金額から差し引いて計算すること等が付け加えられている。したがって、これらの注意書きをあわせて解読することにより、はじめて解約返戻金額の例示計算方法及び例示金額を理解することが可能になる。

補足説明の役割を果たす「ご契約のしおり」では、解約返還金の説明の箇所で、経過年数 10 年目までの解約控除率が具体的数値で示され、また特別勘定の資産総額に対する年率または毎月の一定額で示された契約関係費、特別勘定毎に設定された運用にかかる費用が示されている。この点に関連して、契約申込時に交付される注意喚起情報書面において、解約返還金額が一時払保険料の金額を下回る可能性があること、契約後 10 年未満で解約する場合には、運用部分において解約控除が差し引かれること等が説明されている。さらに商品のしくみとしての給付内容を説明する箇所において、特別勘定の運用実績と解約返還金額に関し、やや詳しい文章で別表の補足説明が加えられている。

③医療保険

C 生命保険会社（以下「C 社」という）のがん保険約款⁴においては、上記の保険会社と同様に、「保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求」できることを定めている。解約払戻金については、「保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算」することが示されている。さらに、契約締結の際に保険

⁴ アメリカンファミリー生命保険会社、がん保険〔2000〕普通保険約款 30 条、32 条、46 条参照。

契約者の申出を受けて、保険者が承諾した場合は、低解約払戻金もしくは無解約払戻金に関する特則が適用できるようになっている。保険契約者は、会社所定の範囲内で低解約払戻金割合を指定するか、もしくは解約払戻金を 0 と指定する方法を選択することができる。そして、保険料払込期間中の低解約払戻金額は、「普通保険約款により計算した解約払戻金に、指定された低解約払戻金割合を乗じて計算する」ことが、明確に規定されている。この低解約払戻金割合は、契約後変更することが認められておらず、かつ、この特則のみを解約することもできない。解約払戻金をゼロと指定した場合は、保険料払込期間中の保険契約の解約払戻金はないことが約款上明記されている。

C 社の「ご契約のしおり」においても、他の保険者の説明と同様に、預貯金のように保険料がそのまま積立てられるものでないこと、保険料のうち一部が年々の給付金等の支払に、また一部は契約を維持するための費用にあてられるしくみになっていること、したがって途中で解約すると解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になることが示されている（この部分は下線を引いて強調されている）。さらに解約払戻金 0 コースを選択した場合には、保険料払込期間中に解約した場合の解約払戻金がないことが、下線を引いて強調説明されており、その理由として、保険料が割安になっていることが挙げられている。

④ 積立傷害保険

D 損害保険株式会社（以下「D 社」という）の長期積立傷害保険に適用される約款⁵においては、保険契約者が保険者に対する書面による通知をもって保険契約を解除できること、解除の効果は将来効であること、及び既に払い込まれた保険料から別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて残額を返還することが、共通ルールとして定められている。長期積立型の傷害保険の場合は、

⁵ 東京海上日動火災保険株式会社、新積立傷害保険（2007 年 8 月 1 日以降始期用）普通保険約款 20 条 4 項、21 条、22 条 2 項、積立型基本特約条項 9 条参照。

さらに、別表により計算した返れい金および当会社の定める方法により計算した返れい金の合計額を保険契約者に支払うことが定められている。別表には、保険期間 5 年、10 年の場合の保険料払込期間に応じた標準例表、及び計算基準日が解除日であることが記載されているが、具体的な金額については保険者への問い合わせを促している。また、保険契約者からの解除の申出があったときは、B 表と呼ばれるものが適用されることが記されているが、その理由は明らかにされていない。そこで解約時の返戻金に関する「ご契約のしおり」による補足説明をみると、補償部分に相当する保険料は、解約日以降の保険期間に対応する金額を保険者所定の方法により算出して返戻すること、月払、団体扱の場合は返戻金がないことが説明されている。他方、積立部分に相当する保険料は、解約日までの経過期間に応じて、この契約に適用される予定利率で計算した金額を基準に、保険者所定の方法で算出して返戻することが示されているが、具体的な金額については、取扱い代理店、扱い者または保険者に問い合わせることを促している。

（２）保険約款の特徴および問題点

① 保険契約者の中途解除権

上記 2.（１）で検討した保険約款はいずれも、保険金及び年金の支払事由発生前という一部条件付きの場合もあるが、契約期間中に保険契約者が将来に向かってその保険契約を解除し、解約返戻金を請求できることが定められている。但し、保険料払込期間中は、通常の解約返戻金より低い金額の解約返戻金を支払い、もしくは解約返戻金を支払わない特則を合意した場合は、その特則を解約することができないため、保険料払込期間中に通常の解約返戻金が支払われる契約形態に変更することはできないしくみになっている合意については、保険契約者に十分理解できるよう、保険約款で明記する必要があるように思われる。ご契約のしおりにおける補足説明において、このような低解約返戻金特則により、割安な保険料が維持され得ていることに関する簡単な説明はあるが、保険契約者の中途解約権を制限する以上、合理的な根拠に関する説明が更に要請されるものと考えられる。

② 解約返戻金の計算

上記で検討した解約返戻金の計算に関する約款は、大きく分けて三つの型に分類され得ると考えられる。第一に、約款本文には端的に、「会社の定める方法により計算すること」を定め、具体例については別表を参照指示するにとどめているもの、第二に、解約返戻金は保険料払込期間もしくは保険契約経過期間に応じて計算されるという簡潔な計算方法を示し、特に別表の参照指示をしていないもの、第三に、これは変額年金の特性上このような記載になっているものと思われるが、約款本文において、解約返戻金計算の基準日、及び計算方法の概要を示したうえで、具体例及び更に理解が求められる計算方法の詳細に関して別表の説明に委ね、参照指示しているものがある。

また「ご契約のしおり」の補足説明においては、第一分野の場合は、契約例に関する図を用いて経過年数による総払込保険料と解約返戻金額の差が明らかになる工夫がなされたりするものもあるが、第三分野の場合は、極力、簡潔でわかりやすい説明にとどめているように見受けられる。解約返戻金に関する説明そのものは、預貯金との相違に着目して、保険料のうち、年々の保険金等の支払にあてられる部分、および契約の締結・維持に必要な経費にあてられた部分を除いた残額として、あらかじめ定めた金額等と記載することにより、総払込保険料より少なくなることがあること、契約締結から短期間で解約した場合は、まったくないか、あるとしてもわずかであることが注意喚起されている。

変額年金の補足説明は、各保険契約にかかる運用費用、解約控除額が具体的なパーセンテージで明らかにされているが、契約経費として新契約費及びその他の維持費が一括して、主契約の特別勘定の資産総額に対する年率で示されているため、その数値の根拠を知ることは困難な状態となっている。

③ 問題点

解約返戻金の計算に関する約款およびその補足説明から、解約返戻金が、保険者所定の計算方法により、その保険契約の経過年月数もしくは保険料払込年月数

等に応じて算定されること、その具体例が一覧表の数値で示されていること、及び預貯金と異なり、及び保険金の支払や保険契約締結・維持のためにも保険料が使用されることを理解することは可能であるが、具体的にその金額の合理性及び妥当性を判断するために必要な客観的根拠をその約款の内容そのものから読み取るのは難しい状況にあると考えられる。

3. 現行法における解約返戻金約款の内容規制

(1) 保険監督法による規制

① 保険約款の記述に関する規制

保険業法 5 条 1 項 3 号は、普通保険約款に記載された事項が、イ 保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること、ロ 保険契約内容に関し、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと、ハ 保険契約の内容が公序良俗を害する行為を助長し、または誘発するおそれのないものであること、ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること、ホ その他内閣府令で定める基準、に適合するかどうかを保険業免許に審査基準としている。

保険業法施行規則 11 条 3 号は、保険業法 5 条 1 項 3 号ホの具体的基準の一つとして、「保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。」を掲げている。したがって、解約返戻金に関する約款については、この基準に従い、その内容の開示方法の適切性及び明瞭性が監督法上審査されることになる。

さらに新商品審査に関する保険監督指針Ⅳ-1-10 によれば、解約返戻金の金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置が講ぜられていることが、新商品審査における留意点とされている。もっとも保険証券は、契約成立時に保険者の承諾の意思表示の通知とともに保険契約者に送付されるのが通例であるため、契約申込の判断をする際に決定的に重要なのは、約款及びその補足説明における明瞭な開示の措置である。

したがって、どの程度まで解約返戻金の計算根拠、計算方法を明瞭に保険約款に記述し得るかが課題となる。その場合、解約返戻金約款の内容が、保険契約者等の権利及び義務、とりわけ保険契約者等が被る可能性のある経済的不利益が、明瞭に理解できるように記述されているか否か、及びその不利益をもらたす計算基礎に基づく計算が、合理的な根拠によるものであるか否かが、基準となり得ると考えられる。この基準は、ドイツ法で展開されてきた透明性原則と同様である。

② 保険約款の内容に関する契約締結時の説明義務

保険業法 100 条の 2 は保険者に対し、業務に係る重要な事項の顧客への説明措置を義務づけ、具体的には保険業法施行規則 53 条 1 項 3 号において、保険者は、予定解約率を用い、かつ解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の募集に際して、保険募集人がその旨を示した説明書面を顧客に交付し、説明を行うための措置を講じなければならないとしている。

保険業法 300 条 1 項 1 号により保険募集時に説明すべき重要事項、ならびに同条同項 4 号の不利益事実の説明事項が、この問題に関連している。具体的には、保険監督指針Ⅲ-3-3-2(2)(3)によれば、保険者は契約概要及び注意喚起情報として、保険契約の種類及び性質等に応じて解約及び解約返戻金に関する説明をしなければならず、また、一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があることを顧客に告げ、その内容を顧客が十分に了知したことの確認を適正に取らなければならないとされている。

(2) 消費者契約法による規制

① 保険約款の内容規制にかかわる規律

解約返戻金約款の内容規制にかかわる消費者契約法上の規律は、9 条 1 号及び 10 条である。消費者契約の内容規制にかかわる消費者契約法の規範目的は、情報・交渉力において劣位にある消費者の正当な利益が不当な内容の契約条項により侵害された場合に、このような不当条項の効力を否定することにより当該消費者の利益を回復することにある。したがって、消費者契約全体の効力を有効とし

つつ、不当条項に該当するもののみを無効とするものである。9 条 1 号は、事業者が消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額の予定等を定めたときは、消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害を超える損害賠償を消費者に請求することができないこととしている。この平均的損害とは、解除の時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値を意味するものであり、この額はあらかじめ消費者が算定することが可能なものであると解されている。本号に該当する損害賠償予定条項かどうかは、文言によるのではなく、その条項の意図する実質から判断されなければならないと解すべきである。つまり、形式的・硬直的に解釈すべきでなく、規定の趣旨である消費者利益確保に合致する柔軟な解釈が求められている⁶。

消費者契約法 10 条は、民法、商法その他の法律の任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する特約で、その程度が民法 1 条 2 項の基本原則（信義則）に反するものの効力を否定している。この場合の信義則は、判例上、「当該事案における一切の個別事情を考慮した上で、契約内容が一方当事者に不当に不利であること」を意味するものと解されている。また 10 条の「消費者の利益を一方的に害する」場合とは、消費者の法的に保護されている利益を信義則に反する程度に両当事者間の衡平を損なう形で侵害しているものをいう。解釈上 10 条の任意規定の範囲に関しては、「民法、商法、その他の法律」には、少なくとも最上級審判例ないし確立した判例も含まれると解すべきであり、また当該条項が明確で理解しやすいものがあるかどうか、信義則違反の評価基準の一つになり得ると考えられ、したがって、このような透明性原則に反する契約内容は、消費者契約法 3 条 1 項の事業者の努力義務違反であるのみならず、10 条の信義則の要請に反することになる⁷可能性がある。

さらに、消費者契約法 12 条 3 項により、保険者が 9 条 1 項または 10 条に反す

⁶ 落合誠一『消費者契約法』136～137頁。

⁷ 落合誠一、前掲書 147～152頁。山下友信『保険法』130～131頁。

る内容の保険約款により、契約の申込またはその承諾の意思表示を現に行い、または行うおそれがあるときは、適格消費者団体は、消費者の利益の擁護のために、当該行為の停止、もしくは予防または当該行為に供した約款の廃棄もしくは除去等の措置を請求することもできるようになった。

② 消費者契約法による規制の限界

現行の解約返戻金約款の内容を検討する場合は、解約返戻金の払戻自体が独自の給付であり、契約の解除に伴う保険者の損害賠償額を予定するものではないと解するならば、消費者契約法 9 条 1 号による内容規制は及ばないことになるが、保険契約が途中で解約された場合の精算にかかる付随的給付であると解するならば、消費者契約法 9 条 1 号の適用対象となると解され得る⁸。

上記で検討した解約返戻金約款の内容を見る限り、その保険契約の基本給付とは別個に、保険者の定める計算方法に従い、解約された場合の精算にかかる付随的給付の額が算定され、保険契約者に払い戻されることを定めているものと解するのが相当であり、したがって消費者契約法 9 条 1 号の適用対象になると考えられる。もっとも保険者がどのような合理的根拠に基づき、いかなる計算基礎を用いて、その保険契約者の負担すべき契約関係費用及び解約控除額を算出し、解約時にその金額を支払保険料もしくはその保険契約のために積み立てた金額からこれらの金額を差し引くかについて、約款及びその補足説明の内容から明らかでない場合は、消費者契約法 9 条 1 号の事業者の平均的損害の妥当性を保険契約者が証明することは極めて困難である。

解約返戻金の計算について直接規律する任意規定は現行法にはないが、商法 680 条 2 項及び 683 条 2 項の「被保険者ノ為ニ積立テタル金額」が、解約の際に解約返戻金として保険契約者に払い戻されるべきであると解されている。そしてこの金額は、具体的には監督法である保険業法施行規則 10 条 3 号の「返戻金の額その他の被保険者のために積立てるべき額を基礎として計算した額（「契約者価

⁸ 山下友信、前掲書 654～656 頁。

額))」を意味すると考えられている。また保険業法施行規則 12 条 1 号により、契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益でないことが、監督法上事前審査されている。したがって、消費者契約法 10 条による内容規制の場合は、商法 680 条 2 項及び 683 条 2 項の「被保険者ノ為ニ積立テタル金額」を基準に計算された解約返戻金額に比べて、消費者の利益を一方的に不利にする内容であるか否か、もしくは、不透明な記述により消費者はその権利及び義務を正確に理解できないため、消費者の契約締結判断を困難にする状態を作出していないか否かが問題となる。

現行法の下では、解約返戻金額それ自体が不当でないことは保険監督により担保されているものと考えられるため、問題はモデルとなる任意規定がない中で、保険監督がなされていることをもって、解約返戻金約款が消費者契約法 10 条の不当条項規制に耐えられるものと判断され得るか否かにある。その場合、監督法に定める内容規制基準を満たすものであれば足りるのか、それとも当該契約における平均的消費者の理解に照らし、契約内容として必要な情報提供及び透明性が欠けているため、その消費者の契約決定自由が侵害されていると認められるならば、不当条項規制の対象になり得るかを検討する必要がある。

さらに解約返戻金約款が、消費者契約法 12 条 3 項によりその使用を差し止められた場合に、任意規定がないときには、保険者は何を判断基準として、いかなる手続に基づき、その契約内容の欠缺を迅速かつ適切に補充すべきかという問題も残されている。

(3) ドイツにおける解約返戻金約款の内容規制

① 透明性原則による内容規制

ドイツにおいては解約返戻金約款の内容は、合意された一時金を支払う生命保険契約について、現行保険契約法 176 条 3 項に片面的強行規定の定めがあり、保険会社が使用する解約返戻金の計算に関する普通保険約款の内容は、保険契約法 176 条 3 項の法規の文言を再現する宣言的条項となっていた。また解約控除につ

いても、保険契約法 176 条 4 項の解約控除の合意に関する片面的強行規定に従い、約款に関連法規を参照指示したうえで、その内容を簡潔に再現している宣言的条項を使用していた。

たとえば、連邦通常裁判所 2001 年 5 月 9 日で無効とされた養老保険の解約返戻金約款は、次のように規定されていた。「6 条 2 項 (a) あなたは保険契約の満了までに、書面によりいつでも保険を解約することができます。解約後に、解約返戻金が存在する場合は、あなたは解約返戻金を受け取ります。解約返戻金は、承認された保険数学の算式に従って、継続している保険期間の終結に対するあなたの保険の時価額として計算されます (保険契約法 176 条 3 項)。(b) 解約の時点までに保険料支払義務がある場合は、時価計算の際に適切とみなされる控除がなされます (保険契約法 176 条 4 項)。・・・」

しかしながら、この約款は、法規の内容を再現する宣言的条項であるため当時の約款規制法 8 条 (現行民法 307 条 3 項 1 文) により内容規制の対象外であると解されていたにもかかわらず、約款規制法 9 条 1 項 (現行民法 307 条 1 項 2 文、同 3 項 2 文) で明文化されていないものの規制基準として判例法上確立された透明性原則に基づき、無効とされた。判決理由によれば、保険契約法 176 条 3 項は、保険会社による契約内容の補充を必要としているとされた。したがって保険会社が、普通保険約款で法規の補充を行うかどうか、またどのようにして法規の補充を行うかにつきコントロールすることは、約款規制法 8 条に反していないとし、十分な透明性が確保されていない解約返戻金約款は、約款規制法 9 条 1 項の意味で保険契約者を不当に不利にしていると判断された。さらに詳しく見ると、解約返戻金約款の提供する情報は、潜在顧客が様々な提供商品と比較したうえで当該商品を選択するために必要な情報を提供していないこと、解約返戻金例表は、この表にない価額が保険数学の算式に従って計算されることのみを指摘しているが、この追加説明は、解約返戻金請求権に関し必要かつ十分な説明を保険契約者に提供していないこと、及び保険期間のはじめに保険契約者が、相当高額な媒介報酬

を含む契約締結費用を負担することによる保険契約者の経済的不利益を指摘していないことが、透明性原則に反する理由であり、それゆえに無効であるとされた。

その後、2001年の債務法現代化の過程において、約款の使用者が「明瞭に理解できない条項」を使用することによっても、契約の相手方に不当な不利益が生ずる可能性があるという、確立された判例による透明性原則は、民法 307 条 1 項及び 3 項に明文化して規定されることになった。もともと、法規の内容を再現する宣言的条項を司法上無効としたとしても、その条項に代わる新たな約款を補充する場合に、再び同様の法規の内容を規定することになるため、そもそも透明性原則違反による宣言的条項の規制は不能であるという批判もあった。しかしながら、このような法規の文言を忠実に再現することで足りる狭い意味での宣言的条項ではなく、法規を参照指示しているだけの場合や、法規の内容を独自の文言で言い換えて表現している場合や、2001年5月9日判決のように法規の内容を補充した情報提供が必要な約款の場合のように、広い意味での宣言的条項は、透明性原則による内容規制の対象になると解されるに至った。

②約款改訂及びその方法

その後、透明性原則に反して保険契約者に不当な不利益をもたらすものとして無効とされた解約返戻金約款は、現行保険契約法 172 条 2 項に基づき、保険監督法 11b 条により任命された独立監査人の同意を得て、同じ内容ではあるが、いっそう透明化された記述による内容に変更され、既契約にも適用されることになった。無効とされた約款の欠缺補充方法としては、民法 306 条 2 項に基づき、法規を適用するか、もしくは裁判官による補充的契約解釈を通して行う方法、及び保険契約法 172 条 2 項により独立監査人の同意を得て行う方法が可能であるが、保険約款の場合は、同一内容の約款を大量かつ迅速に変更する必要があるため、保険契約法 172 条 2 項による変更が妥当であると解されていた。この問題は、その後連邦通常裁判所判決、及び保険契約法改正においても重要な検討対象となっていたが、最終的には新保険契約法 164 条 1 項において、両者の方法論の調和がと

れた規律が設けられることになった。

以上のように解約返戻金約款が、広い意味での宣言的条項であり、かつ契約締結から短時間で解約したときに保険契約者が受ける不利益に関する具体的説明の補充を要することを前提とした場合に、二つの問題が新たに浮かび上がることになった。第一に、無効とされた約款の代わりに、法規をそのまま適用することがすでに認められていないため、何らかの方法で約款の内容を変更しなければならないが、その場合に、補充すべき内容に関しても裁判官の解釈により確定されるべきであるか、あるいは、保険契約法上認められた保険者の補充権限により、適正な手続と内容の妥当性検証を経た上で、一方的に変更することが可能であるとすべきか、という問題が生じた。第二に、補充すべき内容は、新規に何らかの情報を盛り込むことではなく、それまで抽象的に記述してきたか、あるいは参照指示にとどめていたため不明瞭になっていた内容を明確化することで足りるのか、それとも、無効とされた理由の根本に立ち戻って、必要とされる情報を検討し、新たに約款に規定すべきかという問題が考察されることになった。この問題は、学説、判例、消費者団体と保険者との間で様々な見解に分かれていたが、適切かつ迅速な手続保障、及び内容規制の目的を考慮した連邦通常裁判所 2005 年 10 月 12 日判決により、解約返戻金約款の内容規制は新たな局面に入ることになった。

この判決後変更され、多くの保険者が同様の約款を規定するドイツ保険協会の模範約款 9 条 2 項は、保険契約法 176 条 3 項の計算方法に関する法律上の文言を再現した内容に加え、「解約返戻金は、・・・その時価として計算されます。この時価では、・・・が控除されます。（※注、場合によっては、控除の金額、その影響は、書面による説明ないしは一覧法で示すこともできる。）この控除によって、契約継続中の被保険者全体（※注略）のリスク状態及び収益状態の変化が補償されます。このほかに、群団化された危険準備金並びに早期解約の為に減少した資本収益の補償がこの控除によって行われます。（※注略）控除及びその控除額に関するその他の説明並びに保険数学上の指摘は、保険約款の補足説明に示されてい

ます。あなたが解約するとき、あなたがわれわれに対し、この控除に基づき計算された金額が、根拠に基づけば適切でないか、もしくはその控除が更に低く計算されるべきであることを証明した場合に限り、この控除は、後者の場合には、その証明に応じて削減されます。」という規定を追加している。またチルメル式による場合は、別途 10 条を設け、新契約費とチルメル式の関係、及びその不利益効果について詳しく規定している。さらに、未償却の新契約費、群団化された危険準備金、減少する資本収益等について、詳細な補足説明が記述されている。

③あるべき解約返戻金約款の内容追及

連邦通常裁判所 2005 年 10 月 12 日判決は、解約返戻金約款の内容規制のあるべき理念、約款の変更手続保障、及び保険契約法改正に及ぼした影響を考慮すると、歴史的意義のある判決であると位置づけることができる。第一に、連邦通常裁判所は、判決により無効とされた約款の補充が必要な場合は、保険契約法 172 条 2 項により保険者は監査人の同意を得て適切な手続に基づき、既契約の約款を迅速に変更できる権限を有することを確認している。第二に、保険契約法 172 条 2 項により、民法 307 条の透明性原則違反により不当条項とされた内容の保険約款と同じ内容の約款を補充することは、無効という法律上の制裁の裏を欠いてその効果を失わせるものであるため、民法 306 条 2 項に定める補充的契約解釈の原則に合致しないという判断を示した。つまり、保険契約法 172 条 2 項は、民法 306 条 2 項に優先適用されるが、監査人による内容の適切性審査において、その内容が民法 306 条 2 項の趣旨に合致しているものであるかどうかを検討すべきであり、合致しないと判断される場合は、保険契約法 172 条 2 項により変更された保険約款は、再び司法上の内容規制により無効とされる可能性があることを示したのである。第三に、不透明な約款により、契約締結時の保険契約者の決定自由及び選択自由への介入が除去されないまま、経済的不利益が覆い隠された内容の解約返戻金約款であることは許されないため、この点に関する透明性が求められることを明確に示し、かつ、保険契約者間の適切な利益を配慮した上での早期解約者の

財産権保護の観点から、新たに制定法化が予定されている最低解約返戻金を保障する内容が、補充的契約解釈の基準となり得るという踏み込んだ判断がなされた。

最終的に新保険契約法 164 条 1 項は、この判決等を考慮し、現行保険契約法 172 条 2 項による保険者の一方的変更権限を引き続き保障したうえで、民法 306 条による約款補充の要件を取り込み、かつ、様々な方面から問題があると指摘されてきた監査人の同意を廃止し、最終的な内容の適切性は、裁判所の判断に委ねる規律に変更されている。特に重要なのは 1 項 2 文の「新しい条項は、契約の目的を維持し、保険契約者の利益を適切に考慮する場合にのみ有効である。」という規定である。立法理由によれば、全般的に保険契約者の利益を適切に保護しているが、契約の相手方の具体的な契約目的も保障される場合にのみ有効となり、契約者の利益の擁護は、保険監督法の基準によるものであることが明記されている。さらに重要な観点としては、新しい条項により、契約締結時の均衡性が回復されるならば、この 2 文の基準に合致するという立法者の考え方である。

（４）解約返戻金約款の内容の実質的適正化に向けた課題

最後に若干の課題に言及することとする。

第一に、現行実務で使用されている解約返戻金約款は、認可されたときの監督法上の基準を満たす内容であったことは確かであるが、最新の保険監督法上の内容規制基準に、特に計算の開示に関する透明性原則の基準によるならば、さらに補充すべき情報があるように思われる。この点に関し、ドイツの宣言的条項の内容規制で示された情報補充の必要性に関する基準は参考になる。

第二に、法制審議会保険法部会で検討されている、保険契約者による中途解除時に一定の金額を払い戻す規律は、消費者契約法 9 条 1 号の特別規定として必要であるとともに、任意法規として規律される場合は、消費者契約法 10 条が基準とし得る内容が規定されていることが求められる。その場合に、少なくとも、解約返戻金計算の適切性根拠が平均的消費者である保険契約者に理解できる形で開示される措置を促すような規律が必要である。

【平成 19 年度日本保険学会大会】

自由論題 第Ⅱセッション

レジュメ：金岡 京子

第三に、現行約款が消費者契約法 12 条 3 項により使用差止めになった場合、あるいは最新の監督法上の基準並びに新保険法の規律に照らし、保険者の判断により既契約約款の変更を行う意思がある場合に備え、新しい約款に変更するための手続保障が将来的には必要になると考える。その場合考慮すべき規範目的は、ドイツ新保険契約法 164 条 1 項 2 文と同様の、契約目的の維持および契約者の利益の適切な考慮であり、監督法の枠組みで規律することも可能であると考えられる。